

令和5年 第10回湯沢町教育委員会定例会会議録

1 日時場所 令和5年10月27日(金) 午前9時30分より
湯沢学園 2階 会議室

2 出席者

委 員：種村公夫教育長、南雲敬一委員、上村麻美委員、高橋延次委員、富沢清美委員
説明員：古川子育て教育部長、田村子育て支援課長、角谷教育係長、岡村管理指導主事
欠席者：南雲認定こども園長

3 開 会

午前9時30分

4 議事録署名委員、日程の承認

令和5年第10回教育委員会の議事録署名委員を種村教育長、上村麻美委員とする。

議案5件、報告連絡事項とする。日程及び議事順序を承認。

5 議案審査

議案第1号 湯沢町一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

(教育長) 議案第1号湯沢町一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、
提案をお願いします。

(子育て支援課長) 議案資料の制定の要旨を説明します。それと一緒に新旧対照表と実施要綱
をご覧ください。

現在一時預かり事業で実施している事業内容、条件のうち、就労型において国の交付要
綱では、住民税非課税世帯のゼロ歳児から2歳児の未入園児で、必要性が認められれば月
額4万2千円まで利用可能としています。月額の上限はありますが、利用日数の条件につい
ては国の定めはありません。

しかし、湯沢町の要綱では現在週3回を上限としていて、利用者が国の制度を最大限に
利用できない状況となっています。

また、保護者の育児疲れ解消等の私的な事由によるリフレッシュ型というものがあります
が、ひと月の利用限度を3回としています。こちらも本来利用する人の事由により、利
用回数は様々であってよいはずなのに、現在このような制限がかかっている状況です。

よって、このたび新規施設を建築し、定員を5名から10名に増員させたことから、利用者のニーズに柔軟に対応できるよう、事業の種類のうち、就労型とリフレッシュ型の利用条件を拡充するものです。

利用料金については、今までどおりにしますが、こども園の利用料金表を基にその世帯の所得に応じた料金を上限とするため、その部分については要綱の一部を改正します。

新旧対照表の赤字になっているところを見直し、改正したいということになります。

(教育長) 総合子育て支援センターの施設が新しくなり、事業内容も充実してきていることからの改正であること、それから利用者の利便性を考えての改正であることだと思います。ご意見、ご質問はありますか。

(委員) リフレッシュ型は、基本的に両親を休ませるためのものですか。いわゆる子どもを預けて両親がどこかに行きたいなどの利用がリフレッシュ型ですね。就労型は、基本的に両親が働くために預ける、その解釈でいいですか。

(子育て支援課長) はい、そうです。

(委員) わかりました。

(教育長) 他はどうでしょうか。

(委員) 現在の利用状況はどうですか。

(子育て支援課長) 令和5年度はまだ集計していないので、昨年度令和4年度の実績報告です。就労型で年183件、緊急型で63件、リフレッシュ型で103件、他に出産の里帰りで預かるのが緊急型になりますが、これは別枠にしていて7件です。全部で356件でした。

(教育長) よろしいでしょうか。現在も相当数利用されていて、それが拡充されるということでお親御さんにとってもよりよい子育てにつながればと願います。

それでは、議案第1号、一時預かりの要綱改正について審議を終了してよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

(教育長) それでは、承認する方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

(教育長) ありがとうございました。全員承認ということで、第1号議案は承認されました。

議案第2号 湯沢町ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

(教育長) 続いて、議案第2号に移ります。湯沢町ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について令和6年度小学校教科書採択について、提案を

お願いします。

(子育て支援課長) 要綱制定の趣旨をご覧いただきつつ、新旧対照表と要綱改正全文の赤字部分をご覧ください。

要綱制定の趣旨についてです。湯沢町ファミリー・サポート・センター事業実施要綱において、育児の相互援助事業が行われているところです。湯沢町の特性として、土曜、日曜の長時間にわたる利用が多いことから、提供されるサービスに見合った報酬額として提供会員数を増やすことにつなげて、事業の推進を図るとしています。また、依頼会員と提供会員が相互に援助しあう事業なので、入会時には入会申込書と一緒に誓約書を提出していただきたいため、要綱の一部を改正するものです。

これについては、運用は来年度からと考えていますので、施行日は令和6年4月1日としました。

それを踏まえて新旧対照表をご覧ください。現在平日が700円のところ200円アップとして900円、休日や時間外が800円のところ1,000円として、200円ずつアップしたいと考えています。以上です。

(教育長) ありがとうございました。ファミリー・サポート・センター事業について、委員の皆様はご理解いただけていますか。簡単に概要を説明してください。

(子育て支援課長) ファミサポ事業は、子どもを預かってほしい人の依頼会員と子どもを預かれる人の提供会員で成り立つもので、育児の相互援助事業と言われています。毎年会員さん同士交流会を行っていますが、ここ何年か提供会員さんの待遇改善について同じような意見をいただいていました。今後、会員数を増やして利用を促進させていきたく、改正案を提出しました。

(委員) そもそもこの事業は、一般の民間の方々が話し合いながら、子育ての手の空いた人から必要な人に労働力を提供するものであり、今回の改正は賃金の待遇を上げるという趣旨でよいですか。

(子育て支援課長) はい、そうです。令和4年度の全国的な調査では、700円というのは妥当といいますか、ほとんどのところが700円でしたが、今回新潟県の最低賃金が931円になりましたので、それより200円くらい低い1時間700円はどうなのがということになりました。

(委員) 休日はそれなりにアップする必要があると思います。湯沢町の場合は、土日とか祝日に非常に求められる訳だし、夜遅くなるときもそれなりの手当が付くというその辺のアップはしていないのですか。

(子育て支援課長) 土日と時間外は800円のところを1,000円にします。

(委員) 土日と時間外は特にアップする要件が必要だと思います。

(子育て支援課長) これはアップしたいと思います。

(委員) 分かりました。

(教育長) 事業概要についてはよろしいですか。

(発言する者なし)

(教育長) サービスを提供する側からすれば報酬が多い方があるがたいわけですが、サービスを受ける側からすればお金が高くなるとお願いしにくくなります。預ける側についての補助性があるのですよね。

(子育て支援課長) はい

(教育長) それも少し説明していただいてよろしいですか。

(それは後でもの声あり)

(教育長) 分かりました。

(まだこれからですね。検討していますがの声あり)

(教育長) 分かりました。それでは、今のファミリー・サポートの実施要綱の一部改正についてご質問、ご意見等お願いします。

(委員) ファミリー・サポートの利用状況はどれくらいですか。人員とのバランスが取れていないのかどうか、そこをお聞きしたいです。

(子育て支援課長) 現在令和5年度の実績報告では、依頼会員が48人、登録ベースで提供会員が20人、その両方という人が一番多くて83人です。預かってもよいという提供会員は、今はバランス的に固定されている感じが強く、圧倒的に人数が少ないです。現在、主に会計年度任用職員の人です。やっぱり、保育士資格を持っている方が安心という、どうしてもそこに固定されてしまう状況です。実際、登録はしているけど動ける人が少ないです。

(教育長) 提供者が増えてくれることを願っての改正ということになろうかと思います。

(委員) 基本的にまだよくわからないのですが、個人の家でやっているのですか。

(子育て支援課長) 基本的に提供会員の自宅です。

(委員) 提供会員の自宅で依頼者のお子さんを預かっている感じですね。

(子育て支援課長) 原則はそうですが、お互いの話し合いで、今日はどこそこに行ってだとか、この施設にいようとか、そのような場所も全く問題ありません。

(委員) ということは、公的な場所にいることも別に構わないということですか。

(子育て支援課長) 提供会員の自宅とは限らないのです。

申込みの活動状況の件数ですが、令和4年度で371件ありました。登録者数48人中、実質15の方が利用されているので利用率からいようと31%位です。今のところ、5～6件が結構同じ方々です。しかも土日の長時間希望が多いです。

(教育長) 371というのは延べ件数ですよね。だから、15の方が何回もお願ひして延べ371となる。2人同時に預かる場合は、件数として2件になるのですか。1件ですか。

(子育て支援課長) 申込み家庭ごとに数えるので、この場合の件数は1件です。

(教育長) よろしいでしょうか。

(委員) 預かる人数の上限は決まっているのですか。

(子育て支援課長) 上限はないのですが、原則は1名です。きょうだいであればプラス2名は認めています。見る人が1人なので、1人というのが基本的な考えです。

(教育長) あとはよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

(教育長) 様々な社会情勢とこのサービスがより充実することを願っての金額の更新となります。ご承認いただける方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

(教育長) ありがとうございました。全員承認ということで、第2号議案、ファミリー・サポートの要綱改正については、承認されました。

議案第3号 湯沢町ファミリー・サポート・センター利用助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

(教育長) 続いて、議案第3号、同じく湯沢町ファミリー・サポート・センター利用助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、提案をお願いします。

(子育て支援課長) 先ほど言っていた報酬額が上がることで、今まで依頼会員にその分助成していましたが、その助成額についての内容がこの議案第3号になります。制定の要旨について、新旧対照表と要綱改正全文をご覧ください。

これも同じように湯沢町ファミリー・サポート・センター利用助成金交付要綱において育児の相互援助事業が行われています。議案第2号により提供会員の報酬を増額し、依頼会員の助成額も増額することで依頼会員の会員数を維持して新規会員の増加につなげていきます。こうした事業の推進を図るため要綱の一部を改正するものです。こちらも予算が絡んできますので、施行日を来年の令和6年4月1日としました。

新旧対照表と交付要綱の赤字を見てください。具体的な金額で現在1時間当たり500円のところ、先ほどは200円アップしましたが、こちらも同じように200円アップします。30分に満たない部分の250円は350円にします。このように同じ助成割合とすることで利用会員をそのまま維持して、会員数を増やしていきたいということで提案しました。

(教育長) ありがとうございました。先ほどの議案第2号でのサポートを受ける人たちの負担

を減らすための助成事業ということの改正提案です。ご意見、ご質問のある方はお願ひします。

(委員) ファミリー・サポートを受ける子どもたちの年齢はどのくらいまでですか。

(子育て支援課長) 生後6か月から小学校6年生です。障がいのある子どもは一応18歳までですが、大体は小学校5、6年生までです。

(委員) 学童保育もあるのではないですか。

(子育て支援課長) はい。

(委員) 学童保育には行かなくてサービスを受けるということですか。

(子育て支援課長) 学童保育は、そもそも保育の必要性があるかどうかです。お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんが就労していて、家庭で面倒を見ることができないことが前提です。そうでなければ学童保育では預かれないので。ファミリー・サポートはそのような条件なく利用していただけます。

(教育長) よろしいでしょうか。他にご質問、ご意見はありますか。

(委員) 学童保育は、基本的に土日はやっていませんね。

(子育て支援課長) 土曜日だけです。

(委員) 土曜日だけというのは。

(子育て支援課長) 平日と土曜日に行っています。日曜日は休みです。

(委員) そういう関係もあるのですね。学童保育は日曜日に行っていなく、その隙間を埋めるような制度ということでしょうか。分かりました。

(教育長) 今回の提案も額の比率で考えると前回は700円に対して500円の補助、今回は900円に対して700円の補助なので、前回の67%位に比べると今回は71%位に上がり、より手厚い補助になっているかと思います。

それでは交付金を改正する件について、本議案にご承認いただける方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

(教育長) ありがとうございました。全員賛成で承認されました。ありがとうございました。

議案第4号 湯沢町ファミリー・サポート・センター事業相互援助活動助成金交付要綱の制定について

(教育長) 続いて、第4号議案、湯沢町ファミリー・サポート・センター事業相互援助活動助成金交付要綱の制定について、提案をお願いします。

(子育て支援課長) 議案第4号については、一部改正ではなく要綱の制定になります。制定の

要旨について、をご覧ください。こちらの交付要綱は新規制定になります。

湯沢町ファミリー・サポート・センター事業実施要綱について、育児の相互援助事業が行われているところですが、先ほど話した湯沢町の特性として土曜、日曜の長時間にわたる利用件数が多く、その際に2人以上が同時に利用した場合、2人目以降を半額にする制度があります。これは、依頼会員にとっては負担軽減と利用促進につながりますが、サービスを提供する側の会員にとっては、同じように長時間の育児の援助を行っても、2人目以降の報酬が半額となるのが今の状況です。

よって、提供会員にとってもサービス時間に相当する報酬を受け取ることができます、やりがいを持ってもらえるよう、半額になった部分の報酬を全額とするため、差額分を町が助成する要綱を制定するものです。

(教育長) ありがとうございました。全て連動している提案でありますけれども、趣旨はこれまでの経緯から全部理解いただけるかと思います。それでは、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

(委員) 食事の関係ですが、食事代はどうなっていますか。

(子育て支援課長) それは別で実費です。この報酬額には含まれていません。

(委員) 食事代は含まれずに、「では、いくらいただきます。」というように提供者との話し合いで決まるということですか。

(子育て支援課長) はい。話し合いで実費になります。報酬は純粋にサービス時間に対する額です。

(委員) 時間で、ですね。

(子育て支援課長) はい。

(委員) 例えば風呂にはいったとか、他のサービスとなるとまた別の話で、個々の話し合いになるということですか。

(子育て支援課長) そうです。この分にこの料金が発生したという話になります。あとは、何時から何時までと時間で決まります。

(委員) 時間だけ、ということですか。

(子育て支援課長) はい、時間だけ、ということです。

(委員) 労働に対する「だけ」ですね。

(子育て支援課長) はい。

(委員) わかりました。

(教育長) 他はいかがでしょうか。今度は、預かった人数分掛けるその金額をもらえるということですね。

(子育て支援課長) そうです。基本的にはそうなります。あくまでも、依頼会員が提供会員に支払いするときにこの半額制度があるので、まだ満額は受け取れない状態になっています。その差額分を…

(委員) 町が出す。基本的に国の指針があって、それで半額ということになっていて、それを補うためにその半額を町が補助する、そのような理解でいいでしょうか。

(子育て支援課長) はい。半額とは、特に国の指針などではないですが、今全国的に9割程度の市町村がそのような半額制度をしています。それで、ファミリー・サポートのほとんどが1, 2時間の送迎のような短時間で終わる利用が多いのです。だから、半額になっても有償ボランティアという捉え方で、半額は仕方ないと了解してもらっているところがほとんどです。その点、湯沢町は同時に2人預かることが多く、1人1万円だとしたら2万円1人もらえるところを1万5,000円しかもらえない。長時間面倒を見て同じように手間がかかるので、その差額5,000円分を町が補填する形です。ということで、要綱の新規制定を考えています。

(教育長) ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

(発言する者なし)

(教育長) 3本続けて手厚い提案がされています。本当に異論はないかと思いますが、念のため確認させてください。ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

(教育長) ありがとうございました。4号議案は承認されました。ファミリー・サポートについては、本当に一連のこうした取組によって子どもたちの子育てがさらにまた充実することを願いたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、第5号議案令和5年度準要保護児童生徒の就学援助の承認について、これを非公開として審議をお願いします。

議案第5号 令和5年度準要保護児童生徒の就学援助の承認について【非公開】

全員一致で議案第1号は承認

6 協議事項

なし

7 報告連絡事項

① 区域外就学について【非公開】

② 各課係より報告

特になし

8 その他

① R 5. 1 2月委員会会議開催予定日について

第12回湯沢町教育委員会会議は12月25日(月)とする。

② その他

9 閉会

午前10時17分

以上の会議録が相違ないことを確認してここに署名する。

令和5年12月25日

署名 委員 種村 公夫

署名 委員 上村 麻美